

「一般社団法人 全自衛隊拳法連盟 細部実施規則」

1 組織

別紙第1 「(一社) 全自衛隊拳法連盟組織図」

2 大会の開催

- (1) 全自衛隊拳法選手権大会
- (2) 全自衛隊拳法富士山大会
- (3) 全自衛隊北部地区拳法選手権大会
- (4) 全自衛隊東北地区拳法選手権大会
- (5) 全自衛隊東部地区拳法選手権大会
- (6) 全自衛隊中部地区拳法選手権大会
- (7) 全自衛隊西部地区拳法選手権大会
- (8) 航空自衛隊拳法選手権大会
- (9) 海上自衛隊拳法選手権大会

3 指導者集合訓練及び審判講習会

(1) 指導者集合訓練の開催

師範部会長は各方面等の師範部会員、審判員、部隊指導者に対して、集合訓練を実施して、全国で統一された正しい基本技術、昇段級審査要領の徹底を図る。

別紙第2 「師範部会」

(2) 審判講習会等の開催

審判部会長は審判員の裁定基準・裁定要領の統一を図ることを目的として全自拳連の管轄する各大会等に接続して講習会を実施する。

別紙第3 「審判部会」

(3) 上記2項の技術的事項については首席師範が統括するものとする。

4 拳法の段位の付与

- (1) 段位の認定は、上位の段位資格を有する主審査官をもって行う。
連盟本部・方面等師範部会会長は審査報告を受け可否を決済する。
方面等師範部会の実施条件が要件を満たさない場合は、連盟本部師範部会の支援を受けるものとする。
- (2) 四段以上の段位審査は連盟本部師範部会（上・下半期各1回基準）が、
参段以下の段位審査は方面等師範部会（四半期各1回基準）が実施
- (3) 段級審査部署及び指定・取得条件
別紙第4 「段級審査部署及び指定・取得条件」
- (4) 段級審査基準
別紙第5 「段級審査基準」

5 会計実施要領

別紙第6「会計実施要領」

附則 本規則は平成30年4月1日から施行する。

平成31年 4月1日 一部改正

令和元年 6月30日 一部改正 登録・昇段申請要領変更

令和元年11月10日 一部改正 審判部会設置に伴う変更